

# 「公益財団法人日本スポーツ協会 加盟のあり方に関する提言」概要

## 現状・課題等

- **スポーツのとらえ方の変化**
  - ・ スポーツ宣言日本やスポーツ基本法が示すスポーツのとらえ方の大きな広がり
- **加盟希望団体の動向**
  - ・ 日本レクリエーション協会加盟団体や社会情勢の変化に伴い創出された新たなスポーツ団体等からの加盟希望
- **本会スポーツ推進方策の方向性**
  - ・ 加盟領域の拡大等 ※ 2000（平成12）年には加盟関係スポーツ団体枠の創設
- **現行制度が抱える課題**
  - ・ 公益法人制度改革への対応
  - ・ 加盟団体区分間の分担金の不均衡状態等

社会のスポーツへの期待はますます高まっていることを背景に、「日本スポーツ協会」に名称変更した本会と加盟団体等がスポーツ団体としての使命を果たし続けるとともに、スポーツ宣言日本が指し示す社会像の実現に資する加盟関係を構築するための提言

## 今後の基本的方向性等

### ■ 加盟対象となるスポーツのとらえ方

- ✓ 「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」であり、楽しみのために意図的に行われる運動のすべてを含む。
  - ✓ その「運動」の態様や楽しみ方は、運動する主体からみた適切さによって判断される。
  - ✓ 極度に運動が制限される疾病を持つ人などが行うスポーツはもちろんのこと、大筋群の運動（身体活動）を伴わない「マインドスポーツ競技」等をも加盟対象として視野に入れることができる。
  - ✓ 一方、「文化としてのスポーツ」は、個人の営為だけでは維持・更新することは難しく、協働体としてのスポーツ組織が必要になる。
- ⇒議論の対象としているスポーツとは、  
スポーツ組織や制度と密接に関わっているスポーツにほかならない

### ■ スポーツ享受の多様化と加盟対象となり得るスポーツ団体

- ✓ スポーツ文化の豊かな享受の促進を目指す上で、スポーツへの多様な関わり方を切り口に、次のような団体も加盟対象として視野に入れることができる。
- 【「する」スポーツ】健康の維持増進を目的とするものや、新たなスタイルで行うスポーツを推進する団体等
- 【「みる」スポーツ】プロスポーツやモータースポーツを推進する団体、公営競技を統轄する団体、メディア関係団体等
- 【「ささえる」スポーツ】スポーツボランティアを育成・支援する団体、スポーツ関連産業団体、スポーツ関連施設等
- 【「知る(分析する)」スポーツ】スポーツ医・科学等の学術団体・研究機関、スポーツ博物館等

### ■ スポーツ団体に求められていること

- (1) スポーツ文化享受の拡大への努力（スポーツ価値、参画人口、多様な享受形態への対応など）
- (2) スポーツを通じた社会的な課題解決への貢献（共生、女性参画、高齢化、差別根絶、グローバル化など）
- (3) 公正で透明性の高い組織運営能力の確保・向上（コンプライアンス・ガバナンス、自立・自律・自治など）
- (4) 日本スポーツ協会におけるスポーツ推進に関する基本的な考え方の理解と共有（スポーツ宣言日本、推進方策、メンバーシップ（義務と権限の行使））

## 具体的改善策等

### ■ 今後の加盟団体区分のあり方

- ✓ 加盟関係スポーツ団体枠のとらえ方を拡大することで、スポーツへの多様な関わり方を推進する団体の加盟に対応する。
- ✓ 新たなスポーツへの門戸も広げていくにあたり、承認団体枠新設が考え得る。
- ✓ 加盟団体が使命を適切に遂行することや加盟促進等を図るため、加盟団体規程に記載されていない義務や権限を明示する。
- ✓ 加盟団体等との関係に至らないが連携しているスポーツ以外の団体等を「協力団体」に明確に位置づけるなど、協力団体区分の活用を図る。

### ■ 今後の加盟要件として考えられること

- ✓ 倫理・コンプライアンスの徹底、ガバナンスの向上等といったスポーツ・インテグリティ確保への対応という観点から、諸規程の整備・活動状況、中長期計画の策定、女性の参画状況や障がい者スポーツへの対応状況、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択の有無や反社会的勢力への対応の観点も加盟要件となり得るとともに、既加盟団体にも規程等の整備を促進する。
- ✓ 正加盟団体となるためには必ず準加盟団体を経るようになるとともに、正加盟団体となるための組織整備の要件を現行よりも引き上げる。
- ✓ 任意団体も加盟申請できる現行制度を見直し、法人格を必須とする。
- ✓ 他加盟団体と同様に一定の義務と権限が生じる加盟関係スポーツ団体も加盟団体分担金を適切に設定する。また、新たに加盟申請する団体に対して入会加盟金を設定する。

### ■ 加盟後のあり方

- ✓ 「スポーツ団体に求められていること」も踏まえ、加盟継続や加盟区分変更の基準として具体化することにより、加盟団体の組織整備をより一層促進するとともに、当該スポーツの普及を推進する。

### ■ 本会が取り組むべきこと

- ✓ スポーツ団体に共通して求められている課題等に対して、本会が加盟団体の模範となるべく先進的に取り組む。また、各加盟団体のニーズに応じた支援を行っていくことなどを通じて、自発的な取組を促進する。
- ✓ 本会は加盟団体の連携を促進し、各加盟団体が持ち得る有益な情報の共有を図ることにより、各々の取組の合理化・効率化に加え、新たな事業の創出につなげるなど、スポーツ界としてより一層の成果を生み出す。
- ✓ 多様化する団体を結集し、統轄団体としての組織率、認知度をより一層高める。